

九州・山口各県の皆様へ

～新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止～

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が、5月25日に、すべての都道府県で解除されました。これまでの九州・山口各県の皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げます。

しかしながら、感染拡大にはなお注意が必要であり、政府においても、引き続き、感染防止対策の徹底、継続を求めていきます。このため、九州・山口各県の皆様には、あらためて、次の事項の徹底をお願いいたします。

① 5月31日までは、県境を越えた不要不急の移動を避けてください。

6月1日から6月18日までの間は、緊急事態宣言が解除されて間もない区域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への県境を越えた移動は慎重にしてください。

② 「3つの密」が重なる可能性が高い場所を避けるなど、「新しい生活様式」を実践しましょう。

- ・会話や食事の際、対面を避ける
- ・買い物、公園はすいた時間に行く
- ・時差通勤やテレワークを推進する など